

2019(平成31)年度学校採用教員第1期募集・学校別募集情報フォーム

NO.	項目	学校記入欄
1	学校名	泰日協会学校シラチャ校(シラチャ日本人学校) Thai Japanese Association School Sriracha
2	学校URL	http://www.tjas.ac.th/
3	学校所在地	312/10 Moo5, Surasak, Sriracha, Chonburi 20110 Thailand
4	学校連絡先TEL・E-mail	Tel: +66-3-833-9974,+66-3-833-9971 Fax: +66-3-833-9978 (66はタイの国番号) E-mail: y_hisamitsu@tjas.ac.th
5	採用責任者の職・氏名	ディレクター:ニオン・アガニットプロム、学校長:久光 靖男
6	採用担当者の職・氏名	学校長 久光 靖男
7	採用予定人数と担当教科等	採用予定人数 5名 ・小学部全教科1名(中学部数学、英語の免許があれば尚良し。) ・中学部数学1名、中学音楽1名、中学英語1名(他教科の免許があれば尚良し。) ・養護教諭1名
8	特別な応募条件	4年制大学卒(学士)以上の学歴と、採用希望教科の日本の教員免許が必要。
9	任期	・基本契約は平成31年(2019年)4月1日から平成33年(2021年)3月31日までの2年間だが、労使双方が合意した場合には、1年ずつ、最長7年まで延長する。 ・8年目以降の継続勤務に関して労使双方が合意した場合には、3年契約を繋いで行く雇用形態に移行する(昇進や手当等の待遇改善がある)。
10	担当・校務分掌 週あたりの担当コマ数	・週25コマ程度。 ・校務分掌は未定。
11	勤務日・勤務時間	・勤務日:原則、月曜日から金曜日。ただし学期中は月1回程度、土曜日が登校日となっている。 ・勤務時間:8:00~16:00。ただし、土曜日は8:00~12:00。
12	学校外行事の参加等	無。ただし、現地日本人会サークル等へのボランティアベースのものはある。
13	休日・有給休暇等	原則児童生徒が登校しない日:土・日、祝祭日、学期末休業日(参考:2018年度年間休暇可能日159日)。年次有給休暇12日。傷病休暇15日。
14	赴任時の旅券の種類	一般旅券。
15	給与(本給・諸手当等)	【支払通貨】(単位:タイバーツ) [2018年6月1日現在参考レート:1バーツ=約3.40円] ・月給 85,000バーツ。住居手当(月額):30,000バーツ。いずれも税引き前の金額。 ・参考:1バーツ=約3.40円(2018年6月1日時点) ・上記の給与、賞与、住宅手当以外の手当(家族手当等)はない。
16	賞与	・年間2ヶ月分。 ・3年目以降は賞与月数の積み増しあり。
17	給与・賞与等(現地通貨)の 日本円への両替方法	銀行・両替所にて両替可能。任期期間中や帰任時に、送金・持ち帰り可能。
18	住宅	住宅手当を超えない水準での物件を紹介している。
19	通勤手段・交通費等	通勤用バスを利用。
20	医療(保険)	・日系現地保険会社と医療保険を契約(64歳まで)。 ・既往症がある場合は補償が適用されない場合がある。 ・保険料負担:本人50%、学校50%。 ・医療費補償内容:原則、本人負担30%、保険給付70%、支給限度額あり。
21	赴任時の支度金・旅費等	・赴任時の航空券:直行片道エコノミー航空券を支給する。 ・赴任支度金:30万円相当を赴任直後、バーツで支給。この支度金には、全ての赴任関係経費を賄うものとし、これ以外の支給は行わない。
22	帰任時の支度金(退職金)・旅費等	・帰任時の航空券:赴任時の出発地への直行片道エコノミー航空券を支給する。 ・帰任支度金:20万円相当を支給する。この支度金には、全ての帰任関係経費を賄うものとし、これ以外の支給は行わない。 ・退職積立金制度あり。
23	一時帰国・任国外旅行	・一時帰国、任国外旅行については、学校の規定に従い、取得可。
24	教員採用試験受験等の条件	・教員採用試験については、2年目より一時帰国受験可。
25	赴任時にある程度必要な費用等	【生活】・着任と同時に赴任支度金が支給され当初の費用に充ててもらっているため、まとまった持参金は必要ない。 【住居】・契約時に初月賃料と前金を支払うが、赴任支度金で賄える金額である。 【自家用車】・安全管理上、公私を問わず車の運転は禁止している。タイ語の能力を含め、タイでの生活能力が十分であると学校が認めた場合には運転を認める。
26	その他特記事項	・家族帯同可能、ただし家族手当等の支給はない。予防接種やビザ等の渡航に必要な手続きは個人で行う。 ・異なる環境でキャリアアップをはかる目的で、姉妹校である泰日協会学校(バンコク日本人学校)との間の転勤制度を設けている。3年目以降は転勤命令を受ける場合がある。転勤命令は拒否できないが、転勤を望まない場合は、3年目以降、転勤のない勤務校限定型の勤務体系(待遇は勤務校非限定型とは異なる)を選択することもできる。 ・タイ在住者に関しては本募集とは異なる募集形態となるため、別途直接「saiyoubkk@tjas.ac.th」宛にお問い合わせ願う。